二十一

分野
小分野
産業分類
（注）

石油業

ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業
ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業
ＪＳＩＣ　一七二二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
ＪＳＩＣ　一七四一＊１　舗装材料製造業
ＪＳＩＣ　一七九九＊１　その他の石油製品・石炭製品製造業
ＪＳＩＣ　四七一一＊１　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
ＪＳＩＣ　四七二一＊１　冷蔵倉庫業
ＪＳＩＣ　五三二一　石油卸売業
ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
ＪＳＩＣ　六〇五二＊１　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
ＪＳＩＣ　九二九九＊２　他に分類されないその他の事業サービス業

注　ＪＳＩＣの番号に付された星印１（＊１）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が石油業に関連するものに限られることを示す。ＪＳＩＣの番号に付された星印２（＊２）は、この番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が液化石油ガス産業に関連するものに限られることを示す。

政府の段階　中央政府
義務の種類　内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要　サービスの貿易及び投資

１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

２　審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）

注　この概要において、この表Ａの「留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。

３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

４　エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

二十二

分野
小分野
産業分類
政府の段階
義務の種類
概要

自由職業サービス

ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
中央政府
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
サービスの貿易

１　法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。

２　法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

措置　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章

二十三

分野
小分野
産業分類
政府の段階
義務の種類

現地における拠点（第八・十一条）

二十四

分野
小分野
産業分類
政府の段階
義務の種類
概要

自由職業サービス

ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
中央政府
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
サービスの貿易

１　弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。

２　弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

措置　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章

二十五

分野
小分野
産業分類
政府の段階
義務の種類
概要

自由職業サービス

ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
中央政府
内国民待遇（第八・四条）
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
サービスの貿易

１　日本国の国民のみが、日本国において公証人に任命されることができる。

２　公証人は、法務大臣が指定する地に事務所を設置しなければならない。

措置　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章

二十六

分野
小分野
産業分類
政府の段階
義務の種類
概要

自由職業サービス

ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
中央政府
市場アクセス（第八・五条）
現地における拠点（第八・十一条）
サービスの貿易

１　司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。

２　司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。

措置　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章

二十七

分野
小分野
産業分類
政府の段階

自由職業サービス

ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所
中央政府